

5回
令和7年第 総 会
5月

白井市農業委員会会議録

令和7年5月7日 開会

令和7年5月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年5月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 5月22日木曜日
- ・事前審査会（案） 5月29日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会（案） 6月 5日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

いよいよ水田においては田植え等が行われるようになりました。

また梨屋さんに関しては摘果作業が始まりましたので、皆さん、体調面には十分気をつけていただいて労働していただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年5月の定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番山崎正司委員、4番中嶋健次委員を指名します。

説明及び記録を、事務局でお願いいたします。

ではこれより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 長 着座にて失礼いたします。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について。

下記のとおり、農地法第3条の規定による許可取消願がありましたので提出いたします。

令和7年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字神々廻字宮前の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で789平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりでありました。

事由は、所有権移転の取りやめです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 事務局からの説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

押田勝巳委員 取りやめの理由は何ですか。

これ、前に所有権移転するということでやっていたけれども、何で急に取りやめと。

理由は。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 事務局の大野です。

当人同士で一度、売買の約束ができていたのですが、所有者のほうで、許可が下りてから取引をやりたくなくなったということで、売買義務が成立しなかったため、許可の取消願の申請がありました。

押田勝巳委員 売りたいないと。

事 務 局 買う人は買う気だったのですが、地主のほうで心変わって、売りたいないという話になったので。

押田勝巳委員 はい。分かりました。

事 務 局 以上です。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可処分の取消について採決を行います。

議案第1号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題と

いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和7年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字富塚字上の6筆です。

地目は畑。

地積は合計で866平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転によるものです。

次に2番、大字富士字南園の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は9,167平方メートルの内333.25平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、使用貸借によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

高宮正明委員。

高宮正明委員 1班班長、高宮です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は代理人が出席されました。

申請地は市役所から南西2.7キロメートルに位置しております。

まずは立地基準ですが、進入路については市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のための第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、分家住宅の建築です。

次に一般基準ですが、隣接地は全て親族の所有する土地であることから、近隣土地への影響はありません。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は農振農用地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わります。

高宮正明委員 審査資料2番を御覧ください。

当日は代理人が出席されました。

申請地は市役所から北西2.5キロメートルに位置しております。

まず立地基準ですが、進入路については市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のための第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、資材置場及び駐車場です。

次に一般基準ですが、敷設面積は866平方メートルで、土地利用計画との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保については、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水、雑排水については、公共下水道に接続する計画です。

周辺農地の影響については、農地との境界には土留めを施すなど、周辺に配慮した措置が取られる予定です。

また、申請地は農振農用地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わります。

中村会長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

相続人である方が既に亡くなっておりまして、家族はいたのですが、亡くなる前から連絡を取っておらず、自分の土地を弁護士である方に既に依頼をしてあったというふうに近所というか、地区内の方から聞きました。

それで今回このような形になったのですが、特に近所の方には迷惑をかけることはなく実施されているというふうにお聞きしました。

以上です。

中村会長 2番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いいたします。

伊藤 治委員 富士地区担当、推進委員の伊藤です。

直接本申請とは関係ありませんが、転用する以外の残った農地が雑木林化していることについて、義務者の方にお伺いしました。

義務者の方は造園業を営んでおられて、なかなか手が回らない状態ではありますが、今後適切に手入れをして管理を進めていくと話されていました。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

どうぞ。

山崎正司委員 委員の山崎です。

この間も伺ったのですけれども、道路に面していないのですよね。

資料1番のほうです。

議案は2番のほうです。

前回の調査のときに委員長のほうから、死に地ができてしまうのではないかという話があったのですけれども、その辺は、その後何か返答はありましたでしょうか。

事 務 局 こちらの申請の形については、義務者の方がおっしゃられているには、別段何の意図はないということなのですから、先々車とか、そういうものが何かあったら、きちんと申請してくださいとはお伝えしておきました。

山崎正司委員 駐車場にするあれなんですけれども。

事 務 局 今のところ予定ではないのですが、というのがお聞きした返事でした。

山崎正司委員 分筆して、後でまた何かあったり、ここのところだけ使えなくなってしまうじゃない。

事 務 局 だから、きちんとルールは守ってくださいとお伝えしておきました。

山崎正司委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

次に報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、3ページを御覧ください。

報告第1号。

専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

4ページを御覧ください。

丸1、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

次に丸2、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

5ページを御覧ください。

丸3、農地法の規定の基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4、報告・協議事項等の括弧2、その他で、6月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが5月22日木曜日。

事前審査会が5月29日木曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が6月5日木曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村会長 本日の議案につきましては全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人